

滋賀県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）補助金交付要綱

平成 27 年 7 月 16 日付け滋畜第 507 号滋賀県農政水産部長通知
最終改正 令和 3 年 4 月 1 日 滋畜第 389 号

（趣 旨）

第 1 条 知事は、地域の畜産関係者が連携して、地域全体の収益力を向上させる計画・目標達成のための取組について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1574 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）および畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、市町または事業実施主体である畜産クラスター協議会が中心的な役割を担う畜産経営体等の施設を整備する取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1572 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて（平成 27 年 2 月 3 日付け 26 生畜第 1677 号農林水産省生産局長通知。以下「事務取扱」という。）および滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象および補助率）

第 2 条 補助の対象となる事業および経費ならびに補助率は、別表に定めるところによる。

（事業実施計画）

第 3 条 事業実施主体は、実施要綱第 5 および実施要領別紙 1 の第 8 の 1 および 2 に規定する事業実施計画（実施要領別紙 1 の別記様式第 1 号）を作成し、実施要領別紙 1 の第 8 に規定する実施手続により知事に提出し、その承認を受けるものとする。

（交付申請書）

第 4 条 規則第 3 条に規定する補助金交付申請書（別記様式第 1 号）の添付書類、提出部数および提出期日は次のとおりとする。

（1）添付書類

- ア 規則第 3 条第 1 項第 1 号の規定による事業計画書（実施要領別紙 1 の別記様式第 1 号別添）。ただし、計画承認の事業内容から変更がない場合には事業計画書は不要とする。
- イ 補助事業等に係る収支予算書（別記様式第 2 号）
- ウ 実施設計書
- エ その他前記アの事業計画書を添付する場合は、定められた添付書類
- オ 前記アからエまでに掲げるもの以外で、知事が必要と認める書類

(2) 提出部数

1 部とする。

(3) 提出期日

毎年度、知事が別に定める日までとする。

- 2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りではない。

- 3 交付対象となる附帯事務費の額および使途基準は、事務取扱第1の10および11に基づくものとし、必要に応じて使途明細書（別記様式第3号）を添付する。

(事業の変更)

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、別表に掲げる重要な変更をしようとするとき、または成果目標に関する内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業変更承認申請書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(入札結果・着手および完了の報告)

第6条 市町は、事業実施主体から事務取扱第1の6の(1)に基づき、工事に着手した場合において、入札結果報告・着工届（事務取扱別紙様式第1号）を受理した場合には、速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 市町は、事業実施主体から事務取扱第2の1に基づき、工事を完了した場合において、しゅん功届（事務取扱別記様式第5号）を受理した場合には、速やかに知事に提出しなければならない。

- 3 市町は、事業実施主体から実施要領別紙1の第8の1の(13)のAに基づき、交付決定前に着工する場合において、あらかじめ交付決定前着工届（事務取扱別紙様式第2号）を受理した場合には、速やかに知事に提出しなければならない。

(事業遂行状況報告)

第7条 補助事業者は、規則第10条の規定による遂行状況報告書（別記様式第5号）を、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出するものとする。ただし、第8条の概算払請求書の提出をもって代えることができるものとする。

- 2 知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(概算払)

第8条 補助事業者は、規則第15条に規定する概算払を請求する場合は、概算払請求書(別記様式第6号)によるものとする。

(指 示)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を求めなければならない。

2 前項の指示を求める場合においては、補助事業が予定の期間内に完了しない理由および補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類等)

第10条 規則第12条に規定する実績報告書(別記様式第7号)の添付書類、提出部数は第4条に規定する交付申請書の添付書類等に準ずるものとする。

2 第4条第2項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 実績報告書の提出期日は、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日または補助金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い期日とする。

(補助金の返還等)

第11条 規則第16条に定めるものの他、第4条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、前条の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前条第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(別記様式第8号)により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(事業成果報告)

第12条 事業実施主体は、実施要領別紙1の第9の1に規定により事業成果報告書(実施要領別紙1の別記様式第3号)を作成し、目標年度の翌年度の7月末までに知事に報告するものとする。

(書類の提出)

第13条 知事は、規則およびこの要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(競争入札等)

第14条 補助事業者は、取組主体(実施要領別紙1の第3に掲げる「取組主体」をいう。以下同じ。)が事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一

般の競争に付すよう指導しなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難または不適當である場合は、指名競争に付し、または随意契約をすることができる。

- 2 取組主体は、前記により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争または随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関および滋賀県から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書（別記様式第9号）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

- 第15条 市町は、事業実施主体に補助金を交付するときは、各事業実施主体に対し、本要綱に定める規定に準ずる条件を付さなければならない。

（書類等の整備）

- 第16条 事業実施主体等は、本事業の実施に係る帳簿その他の証拠書類を整備し、補助金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、または効用の増加した財産においては、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年農林省令第18号）別表に規定する処分制限期間中、財産管理台帳（別記様式第10号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

（標準事務処理期間）

- 第17条 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して60日以内に行うものとする。

（畜産経営基盤継承支援事業に係る取組状況報告）

- 第18条 事業実施主体は、実施要領別紙4の第4の3の(3)または、第5の1の(3)の規定により、取組状況報告書（実施要領別紙4の別記様式第5号）を作成し、毎年7月末までに知事に報告するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

- 第19条 補助事業者は、第3条の規定に基づく事業実施計画の申請、第4条の規定に基づく交付申請、第5条の規定に基づく事業の変更申請、第6条の規定に基づく入札結果・着手および完了の報告、第7条の規定に基づく事業遂行状況報告、第8条の規定に基づく概算払請求、第9条の規定に基づく予定の期間内に完了しない理由および補助事業遂行状況の報告、第10条の規定に基づく実績報告、第11条の規定に基づく消費税仕入控除税額報告、第12条の規定に基づく事業成果報告、第13条に基づく知事が必要と認める書類の提出、第14条第2項の規定に基づく申立書の提出、第18条に基づく畜産経営基盤継承支援事業に係る取組状況報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 16 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 31 日に改正し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 11 日に改正し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 27 日に改正し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 20 日に改正し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日に改正し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

補助対象となる事業および経費	補助対象施設等	補助率	重要な変更	
			経費配分の変更	事業内容の変更
1 施設等の整備 実施要領別紙1または別紙4に基づき行う施設整備に要する経費	(1) 家畜飼養管理施設 (2) 家畜排せつ物処理施設 (3) 自給飼料関連施設 (4) 畜産物加工、展示・販売施設 (5) 施設の補改修	1/2以内	1 事業費の30%を超える増または国庫補助金の増	1 事業の中止または廃止 2 事業実施地区の変更
2 家畜の導入 実施要領別紙1に基づき行う家畜の導入に要する経費	(1) 肉用繁殖雌牛 (2) 乳用牛 (3) 繁殖母豚 ただし、実施要領別紙1の第5に定める者に貸し付ける場合に限る。	1/2以内 (ただし、導入する家畜の1頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については27.5万円、繁殖に供する雌牛については17.5万円、繁殖に供する雌豚について4.0万円とする。)	2 事業費または国庫補助金の30%を超える減	3 事業実施主体および取組主体の変更 4 成果目標の変更

別記様式第1号（第4条関係）

令和 年度滋賀県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）
畜産収益力強化対策事業費補助金交付申請書

番 号
令和 年 月 日

（あて先）
滋賀県知事

（申請者）
市 町 長 氏 名 _____
ま た は
事業実施主体名
代 表 者 氏 名 _____

（発行責任者）氏名 _____
（担当者） 氏名 _____
（電話番号） _____

令和〇〇年度において、令和 年 月 日付け 第 号をもって知事の承認を受けた事業計画の内容のとおり事業を実施したいので、次の関係書類を添え、滋賀県補助金等交付規則第3条および滋賀県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）補助金交付要綱第4条の規定に基づき、畜産収益力強化対策事業費補助金 円の交付を申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

1. 事業実施計画書（実施要領別紙1の別記様式第1号別添）
2. 収支予算書（別記様式第2号）
3. 実施設計書
4. 1の事業計画書を添付する場合は、定められた添付書類
5. その他知事が必要と認める書類

発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者の氏名を記載する必要なし。

収 支 予 算 書 (または、収支精算書)

1. 経費の配分および負担区分 (単位：円)

区 分	総事業費 A + B + C + D	補助事業に要する経費(または要した経費) A + B + C	県費補助金 A + B	負担区分				備考
				国費 A	県費 B	市町費 C	その他 D	
畜産収益力強化対策事業費								
1 事業費								
2 附帯事務費								
事業費計								
附帯事務費計								
合 計								

(注) 区分の欄は、申請する補助金に係るものについてのみ記載すること。

2. 収支予算(または精算)

(1) 収入の部 (単位：円)

区 分	本年度予算額 (または本年度精算額)	前年度予算額 (または本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県費補助金					
市町費					
計					

(2) 支出の部 (単位：円)

区 分	本年度予算額 (または本年度精算額)	前年度予算額 (または本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
畜産収益力強化対策事業費					
1 事業費					
2 附帯事務費					
合 計					

(注) 区分の欄は、申請する補助金に係るものについてのみ記載すること。

3. 添付書類

- (1) 間接補助事業にあっては、補助金の交付に関する規定または要綱(変更承認申請および実績報告の場合にあっては規定に変更のあった場合にのみ添付すること。)
- (2) 実施設計書(変更承認申請の場合にあっては、変更設計書、実績報告の場合にあっては、精算設計書を添付すること。)
- (3) 附帯事務費のある場合は、附帯事務費使途明細書(別記様式第3号)

附 帯 事 務 費 使 途 明 細 書

市町または事業実施主体名 _____

区分	金額(円)	経費積算の基礎	備考
旅費			
賃金			
共済費			
報償費			
需用費			
消耗品費			
燃料費			
食糧費			
印刷製本費			
修繕費			
役務費			
通信運搬費			
使用料及び賃借料			
備品購入費			
計			

(注) 旅費および食糧費については、経費積算の基礎の欄に回数・人数等を明記するとともに、食糧費にあっては、備考欄にその具体的な用途を明記すること。

別記様式第4号(第5条関係)

令和 年度滋賀県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)
畜産収益力強化対策事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日
番 号

(あて先)
滋賀県知事

(申請者)

市 町 長 氏 名

または
事業実施主体名

代 表 者 氏 名

(発行責任者) 氏名

(担当者) 氏名

(電話番号)

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があった令和 年度滋賀県畜産収益力強化対策事業費補助金(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業))について、事業実施計画の変更について、令和 年 月 日付け滋畜第 号をもって知事から承認を受けたので、下記の関係書類を添え、滋賀県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

関係書類

別記様式第1号に準ずる。

(注)

1 収支予算書は、変更前と変更後の経費の配分を容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

2 添付書類については、補助金交付申請書に添付したのから変更があったものに限り添付することとし、実施計画書については変更前と変更後の比較対照表を添付すること。

3 補助金の額が増加する場合には、件名の「令和 年度滋賀県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)畜産収益力強化対策事業費補助金変更承認申請書」を「令和 年度滋賀県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)畜産収益力強化対策事業費補助金変更承認および追加交付申請書」とし、本文中の「滋賀県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)補助金交付要綱第5条の規定により申請します。」を「滋賀県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)補助金交付要綱により補助金 円を追加交付されたく申請します。」とする。

発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者の氏名を記載する必要なし。

令和 年度滋賀県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）
遂行状況報告書

令和 年 月 日
番 号

（あて先）
滋賀県知事

（申請者）
市 町 長 氏 名 _____
または
事業実施主体名
代 表 者 氏 名 _____

（発行責任者）氏名 _____
（担当者） 氏名 _____
（電話番号） _____

このことについて、滋賀県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業者に対する補助金交付状況

区 分	県費補助金交付決定額	県費補助金受領額		交付済額	
		月 日	金額	月 日	金額
	円		円		円

（注1）「区分」の欄は、別記様式第2号の1経費の配分および負担区分の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

（注2）県費補助金受領額は、補助事業者が受領した額とし、交付済額は補助事業者から間接補助事業者へ交付した額とする。

2. 事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		第3四半期までに完了したもの		第4四半期以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	出来高比率	
	円	円	%	円	%	

（注1）「区分」の欄は、上記1の「区分」の欄に準じて記載すること。

（注2）「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

3. 進捗の状況が遅れている場合は、その理由と措置を記載のこと。

発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者の氏名を記載する必要なし。

令和 年度滋賀県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)
畜産収益力強化対策事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日 番 号

(あて先)
滋賀県知事

(申請者)
市 町 長 氏 名 _____
または
事業実施主体名
代 表 者 氏 名 _____
(発行責任者) 氏名 _____
(担当者) 氏名 _____
(電話番号) _____

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった令和 年度滋賀県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)について、滋賀県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)補助金交付要綱第8条の規定により、別紙により金 円を概算払により交付されるよう請求します。

別紙

区分	補助事業に要する経費	補助金	既受領額		今回請求額		残高 -(+)		事業完了予定 年月日
			金額	出来高	金額	月 日まで 予定出 来高	金額	月 日まで 予定出 来高	
			円	%	円	%	円	%	
						(事業費の出来高率に合わせること)			

(注)「区分」の欄は、別記様式第2号の1経費の配分および負担区分の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者の氏名を記載する必要なし。

令和 年度 滋賀県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）
実績報告書

令和 年 月 日
番 号

（あて先）
滋賀県知事

（申請者）
市 町 長 氏 名 _____
また は
事業実施主体名
代 表 者 氏 名 _____

（発行責任者）氏名 _____
（担当者） 氏名 _____
（電話番号） _____

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった滋賀県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）について、交付決定通知の内容に従い実施したので、下記の関係書類を添え、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を報告します。

関係書類

1. 事業実施実績書（実施要領別紙1の別記様式第1号別添）
2. 収支精算書（別記様式第2号）
3. 精算設計書
4. 1の事業実施実績書を添付する場合は、定められた添付書類
5. 財産管理台帳（別記様式第10号）の写し
6. その他知事が必要と認める書類

（注）

1. 「令和 年 月 日付け 第 号」については、当初および変更の交付決定の年月日、番号を記載すること。
2. 実施実績書は実施計画書に準じて作成する。交付申請の計画内容から変更があった場合には、実績の上段に計画を（ ）書きで表示することや、変更箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示すること。
3. 財産管理台帳の写しを添付すること。

発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者の氏名を記載する必要なし。

令和 年度滋賀県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）の
消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日
番 号

（あて先）
滋賀県知事

（申請者）
市 町 長 氏 名 _____
また は
事業実施主体名
代 表 者 氏 名 _____
（発行責任者）氏名 _____
（担当者） 氏名 _____
（電話番号） _____

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった令和 年度滋賀県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）について、滋賀県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|-----|
| 1. 滋賀県補助金交付規則第 13 条に基づく補助金の額の確定額
（令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | 金 円 |
| 2. 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 円 |
| 3. 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 円 |
| 4. 補助金返還相当額（2 - 3） | 金 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者（取組主体）が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・事業を実施する者（取組主体）が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- ・その他参考となる資料を添付すること。

5. 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6. 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者(取組主体)が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・事業を実施する者(取組主体)が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- ・その他参考となる資料を添付すること。

発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者の氏名を記載する必要なし。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

取組主体 殿

（申請者）

市 町 長 氏 名 _____

ま た は

事業実施主体名

代 表 者 氏 名 _____

（発行責任者）氏名 _____

（担当者） 氏名 _____

（電話番号） _____

当社は、貴殿発注の 契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関および滋賀県から 契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1） _____ には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者の氏名を記載する必要なし。

財産管理台帳

地区名		地区	事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管補助金名					処分制限期間		処分の状況		摘要
事業の内容					工期		経費の配分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容		
事業種目	事業主体	工種構造 設置区分	施工個所 または 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費 (円)	負担区分								
								国 補助金 (円)	県費 (円)	市町費 (円)	その他 (円)					
	計															
	計															
	合計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先および抵当権等の設定権者の名称または補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄および処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。